

松阪市と三重労働局との雇用対策に係る連携強化について

平成29年6月
松阪市・三重労働局

雇用対策協定の締結

松阪市域における雇用・労働環境の改善、就労支援の強化、市内企業の人材確保・成長発展を実現するため、松阪市と三重労働局は、新たに雇用対策協定を締結し、相互に連携して、雇用対策に関する施策を総合的、効果的かつ一体的に実施します。

協定に基づき実施する主な施策

○障がい者の雇用対策

- ・障がい者就職面接会の開催
- ・障がい者雇用促進のためのトップセールスの実施
- ・障がい者雇用優良事業所等の表彰

○子育て世代の雇用対策

- ・再就職準備研修会の開催
- ・次世代育成支援推進

○高齢者の雇用対策

- ・高齢者就職面接会の開催
- ・シルバー人材センターへの就業機会確保に対する啓発

○生活困窮者の雇用対策

- ・生活困窮者等に対して就労支援を一体的に実施するための協定書（平成26年3月26日締結）に基づく一体的実施事業の促進

○若年者の雇用対策

- ・地元企業説明会、地元企業見学会の開催
- ・高校生就職面接会、U I Jターン就職面接会の開催
- ・早期就職意識啓発事業の実施
- ・若年無業者の自立支援事業の実施

○その他

女性活躍推進に対する支援、地元事業所の人材確保・企業誘致に対する支援、市産業支援センターとの連携等

就労に関する一体的な相談窓口「就労の広場」の拡充

松阪市役所内にある「就労の広場」（求職者相談コーナー）の利用対象者を障がい者・子育て世代・高齢者にも拡充し、市民への就労支援に係るワンストップサービスを一層推進します。

現 状

一体的実施施設「就労の広場」にハローワークの相談員を配置し、福祉担当部署と連携して、生活困窮者等に係る職業相談・就職支援を実施



「就労の広場」利用対象者の拡充

平成29年8月に「就労の広場」の利用対象者の範囲を拡充し、市の相談員が障がい者、子育て世代、高齢者など市役所手続のため来庁した市民に対し就労支援に関する総合相談を実施するとともに、ハローワークの相談員が幅広く職業相談、就職支援を実施